

# 中世史料にみる「蝦夷」について

工 藤 大 輔

はじめに

中世史料にあらわれる「蝦夷」の用例は、古代・近世と比較して非常に少ないといわれている。<sup>①</sup>しかも、弘仁二（八一二）年以降、ほぼ用いられなくなった表記であり、「蝦夷」から「夷」への変遷が認められるといわれる。<sup>②</sup>

これ以降の表記「蝦夷」は、荒木陽一郎氏の整理にしたがうと、

- ①元慶の乱関係
- ②津軽安藤氏の乱関係
- ③四至の境界・流刑地としての「蝦夷が千島」
- ④七・八世紀の蝦夷関係故事（聖徳太子の「蝦夷鎮撫」、坂上田村麻呂の「蝦夷征討」など）
- ⑤その他（古辞書類）

の五つに分類できるといふ。<sup>③</sup>

①は、これに関係するすべての史料に「蝦夷」が登場する訳ではなく、特別な意味があったものではないという。そして、これは『藤原安則伝』を著した三善清行の表記認識（蝦夷認識）によるものであるという。<sup>④</sup>

④は、七・八世紀は「蝦夷」が多く用いられた時期であり、古典に範を求めた結果用いられた表記であるという。<sup>⑤</sup>のばあいも、これと同じように古典への目配りから「蝦夷」が用いられたのではないかと思う。

③は、すでに知られているように、軍記・語り物のなかに多くみられる。しかし、諸本によって表記に違いがみられ、なかにはそうした詞章そのものがないものさえ存在している。こうした点への目配りも必要ではないかと思う。

②は、「和歌・物語」といったものを除くと「総て津軽安藤氏の乱に關する記述」にみえるときえいわれる用例である。<sup>⑥</sup>ということは、中世の「蝦夷」を考えると、まずはこの用例に注目する必要があるといえよう。さらに、この用例は「武家側の認識であり、公家側の認識ではなかった」とも、「蝦夷＝安藤氏との強固な觀念の存在することが読みとれる」ともいわれる。<sup>⑦</sup>

さて、小稿では、このうち表記「蝦夷」の中世的な用例と考えられる②と③とを取り上げてみることにしたい。もちろん、③を示すような語り物史料を扱うことは不慣れであることは十分に承知しているが、あえて諸本間の表記の違いに注意を払ってみたい。また、②では「武家側の

認識であり、公家側の認識ではなかった」という点に注目してみたい。というのは、②を中世の「蝦夷」を代表するような用例であるとしたとき、古代の「蝦夷」は、いわば朝廷の認識であり、中世の「蝦夷」は「武家側」すなわち、鎌倉幕府及びその周辺の人々認識ということになり、必ずしも古代からの連続面としてとらえることはできないと思われるからである。

### 一 語り物のなかの「蝦夷」——『保元物語』を中心に——

まずは、③について検討してみることにはしたい。とくに、③には語り物が多く、史料もよく知られているものばかりではあるが、繁をいとわずにあげることしよう。

#### 【史料一】『平家物語』巻第一「腰越の事」<sup>10</sup>

大臣殿「あはれ如何にもして今度の命を助けてたべ」とぞ宣ひける。判官「さ候へばとて、御命失ひ奉るまではよも候はじ。たとひさ候とも、義経かくて候へば、今度の勲功の賞に申し替へて、御命ばかりをば助け奉らん。さりながらも、遠き国遙の島へも移しぞ遣りまゐらせんずらん」と申されたりければ、大臣殿「仮令蝦夷が千島なりとも、命だにあらば」と宣ひけるこそ口惜しけれ。

#### 【史料二】『保元物語』巻之二「左府御最後付大相国御嘆事」<sup>11</sup>

竊に国史を勘ふるに、大臣誅を請くることその例多し。天竺・震旦をば暫くおき、日本わが朝には円大臣より始めてその数あり。円大臣、雄略天皇に討たれ奉りてより以来、真鳥大臣、守屋大臣、豊浦

大臣、入鹿大臣、長野大臣、金村大臣、惠美大臣に至るまで、既に八人に及べり。されども氏長者たる者、弓箭の先に懸るためし未だ聞かず。あはれ取りも替る物ならば、忠実が命に替へてまし、悲しきかな。蘇武が胡国に赴きしも、二度漢家万里の月に帰り、阮君が仙洞に入りしも、秦室七世の風に帰りき。頼長一度去つて再会の時をか待たん。かひなき命だにあらば、縦不返の流罪に行はるとも、忽に失はる、ことはよもあらじ。若し東国に謫居せば、津軽や蝦夷の奥までも遠路を凌ぎて駒に鞭をも打ちてまし。若し西海に左遷せられば、鬼海が島の果までも船に竿をも差すべきに、行きて帰らぬ別程悲しきことはなきぞとよ。  
(傍線は引用者による)

#### 【史料三】『曾我物語』巻第四「小二郎かたらひゑざる事」<sup>12</sup>

平家の世には、伊豆・駿河にて、敵をうちたる人も、武蔵・相模・安房・上総へもきこえぬれば、さてのみこそあれ。当代には、いさゝかも悪事する者は、蝦夷が千島へいたりても、その科のがれがたし。

#### 【史料四】『義経記』巻五「忠信吉野山の合戦の事」<sup>13</sup>

君の御供とだに思ひ参らせ候はば、西は西海の博多の津、北は北山、佐渡の島、東「は」蝦夷の千島までも御伴申さんずるぞ、

これらは、いずれも表記「蝦夷」の周辺で似たような表現がなされており、「中世軍記・語り物の常套句」<sup>14</sup>であったといわれている。そして、その背景には「これらの作品を生みだし、かつ享受した人びとの日本の範囲についての共通の理解」<sup>15</sup>があったという。

このうち、【史料三】と【史料四】は荒木氏も取りあげており、【史料

二】以外の四つにみられるような「蝦夷が(の)千島」の「蝦夷」について、「むしろ一般的な「夷」などの言い換えにすぎなかったものと考えられる」という。

また、【史料三】の『曾我物語』について触れたところでは、「諸本によって性格がかなり異なる」という。たしかに、角川源義氏が真字本の「祖本」であるとする「妙本寺本」には「蝦夷の千島」という表現はない。『曾我物語』の真字本から流布本への変遷は複雑な経過をたどるといわれ、【史料三】は「古本から流布本への過程を示している」という。そして、流布本でも「蝦夷が千嶋」の用例をみることができる。ここでの「蝦夷」は、おそらくは、後出のものであると考えられよう。

【史料一】の『平家物語』のばあいも、鎌倉時代には存在していたことは動かないという「延慶本」にはこのような詞章はないようであるし、詞章があっても仮名で「ゑぞが千島」とされるものもある。

さらに、【史料四】の『義経記』は、伝本間での異同は少ないといわれるが、これとは系統が異なり「比較的純粹本文をそのまま筆写した本」であるという「田中本」でも、仮名で「ゑぞのちしま」と表記されている。

このように、これら語り物史料にみえる表記「蝦夷」のばあい、写本間の異同についての目配りも必要ではないかと思われる。もちろん、筆者にはこれに応えるだけの準備があるという訳ではないが、いくつかの異本を目にすることのできた【史料一】の『保元物語』を材料として検討を試みてみたい。

まず、【史料二】は「流布本」を底本としているといわれるが、その

所蔵先などについては(筆者は)分からない。そこで、この系統の古活字本では最も保存のよい本であるという「宮内庁書陵部蔵本」から、【史料二】の傍線部分を抜き出してみることにしたい。また、参考までに、引用中のカッコ内に同系統の「東京教育大学附属図書館蔵古活字本」との異同を示しておいた。

若東国に謫居せば、津軽や夷のおくまでも、遠路をしのぎて駒に鞭をもうちてまし。若し(もし) 西海に左遷せられば、鬼海が島のはてまでも、舟に棹をもさすべきに、逝きて(逝て) 帰らぬ別程、悲しき事はなきぞとよ。

となっており、「蝦夷」が「夷」となっている。

つぎに、「現存写本中、古くは最も流布した類」といわれている「金刀比羅本」をみてみることにしたい。これは、【史料二】の系統とは詞章が異なるので、少々長くなってしまいが、相当部分をすべてあげておくことにしたい。

「(前略) 倩史書を勸るに、大臣誅戮せらるゝこと、天竺・震旦は勝計すべからず。日本我朝には、円大臣より惠美大臣にいたるまで、既に八人なり。左府一人が事とおもはねども、遠流の帰事なき章にはをこなはるゝとも、死罪にはよもをこなはれじ。西は鬼海・高麗、雲のなみ烟のなみをしのぎても、左府有と聞えなば、舟に棹をもさしてまし。東は阿古流や津軽・俘囚が千島なり共、左府住としりなば、駒に鞭をも打めべし。只生を隔るならひこそかなしけれや。」とて、御涙にむせばせ給ひけり。「蘇武が胡国に没せし、終に漢帝の龍顔を拝せず。劉阮が仙家に入り、なを七世の玄孫をあひみ

たりき。栖を他郷に隔といへ共、命あればみなめぐりあふ事を得たり。悲しきかな、生て再びみざりしその姿、恨しきかなや、別て後いづれの時をかたのむべき。(後略) (傍線は引用者による)

とある。さらに、この系統のものをいくつかみておくと(傍線部のみ)、西八鬼海・高麗、雲のなみけふりの波をしのくとも、左府有と聞えなは、舟に棹をもさしてまし。東八阿古流や津軽・俘ノ国千嶋なりとも、左府住としらば、駒二鞭をもうちぬへし。

(一)東京大学国語研究室蔵本(一)

西八鬼海・高麗、雲の波煙の浪を凌ても、左府有と聞えなは、舟に棹さしてまし。東八阿古流や津軽・夷カ千嶋なりとも、左府住としらば、駒に鞭をも打ぬへし。

(二)学習院大学図書館(九条家旧蔵)本(一)

西八鬼海・高麗、雲の波霞の波を凌くも、左府有と聞えなは、舟に棹さしてまし。東八阿古流・津軽・俘囚カ千嶋也とも、左府住と知らば、駒に鞭を打ても行へきに、

(陽明文庫蔵(一)本(一))

西八鬼海・高麗、雲の浪煙の波を凌とも、左府ありときこえなは、船に棹をもさしてまし。東は阿古流や津軽・俘囚カ千嶋なりとも、左府住と知らば、駒二むちをも打ぬへし。

(陽明文庫蔵宝徳三年奥書本(一))

とある。

大井善寿氏によるこの系統の三分類にしたがうと、「金刀比羅本」はB系列で、右の四例はいずれもC系列に分類できるといふ。そして、B

系列の本文は他の系列よりも後出のもので、「C系列はやや原金刀本に近い本文を伝えて」といふという。

ところで、「流布本」の系統では、西の「鬼界が島」、東の「津軽や夷のおく」(「宮内庁書陵部蔵本」とあり、「金刀比羅本」の系統では、西の「鬼海・高麗」、東の「阿古流や津軽・俘囚カ千嶋」(「金刀比羅本」となっているが、いずれの系統でも表記にゆれが生じているのは、「夷」「俘囚が千嶋」の部分に限られているということを見て取ることができる。

そこで、つぎに「鎌倉末期の保元物語を再現するための第一文献である」という「半井本」をみながらその理由について検討してみることしよう。

密二国史ヲ勘レバ、大臣誅戮ヲ得事、天竺・震旦ハ拳テカゾウルニ不及。日本吾朝ニハ、円大臣ヨリ恵美大臣ニ至マデ、既ニ八人也。左府一人ノ事ニ非ズト思ヘ共、氏ノ長者タル人ノ矢ニ中テ死事無ゾ。哀、取替ル物ナラバ、入道ガ命ニ左府ガ命ヲ替テマシ。悲哉、蘇武ガ胡国ヘ趣シモ、二度漢宮万里ノ月ニ来キ。阮君ガ仙洞ニ入シモ、又秦室七世ノ風ニ帰キ。左府ハ一度行テ後、何時ニカ可来。東ニ有ト聞バ、エズガ住ナルアクロ、ツガルヘモ、ナドカ馬ニ鞭ヲモ可不打。西ニ有ト聞バ、鬼海島ノ方ヘモ、ナドカ船棹ヲモ可不指。左府ハ遠流ノ還期ナキ罪ニ被行共、命ダニ不失ハ、帰京、恩赦ノ時ヲコソ待マシカ。

はなしがあとさきになってしまったが、『保元物語』諸本の系統は、「金刀比羅本」を古いものとする説、「流布本」を古いものとする説も

あるが、「文保・半井本」を古態とするのが通説的な位置を占めているようである。そして、これら三者の関係は、時間的なものではなく、「創作圏（おそらくは語り物伝播者の流派）」そして、あるいは、享受圏の差異を「示す」ともいわれ、「文保・半井本」から「金刀比羅本」「流布本」がそれぞれ派生したものであるという。<sup>39)</sup>

右の引用部分に限っていうと、その構成は「流布本」に近いが、ここで注目している部分では、西の部分は「流布本」、東の部分は「金刀比羅本」であるという両者の折衷的な表現になっているということであろうことができる。

また、「半井本」には「エズガ住ナルアクロ、ツガル」という一節があるが、「文保・半井本」から「金刀比羅本」への過渡的な要素をもつ伝本であるという「京都大学附属図書館蔵本」<sup>41)</sup>では「ゑぞがすむなる千島」と、「アクロ、ツガル」に相当する部分が「千島」となっている。

【史料一】から【史料四】のうち、【史料二】以外はいずれも「蝦夷」＋「千島」の形となっている。【史料二】も、すでにみてきたように「金刀比羅本」では「俘囚」＋「千島」の形になっている。そして、後掲する『太平記』『延慶本平家物語』にもこの形をみることができる。「○○」＋「千島」の形は、こうした史料に特徴的な表現であったということが出来る。

こうした形の表記は、確実に呼称エゾがあらわれる一二世紀の和歌からすでにみられ、「千島」や「みちのく」「つかろ」と結びついた例が多いという。<sup>42)</sup>さらに、『袖中抄』第一九であるとか『御伽草子』（御曹子島渡<sup>43)</sup>）では、「ゑぞが島」＝「千島」とさえ意識されていることをうか

がうことができる。<sup>44)</sup>

さて、「金刀比羅本」「流布本」での表記のゆれは、「エズ」（「文保本」では「エソ」<sup>45)</sup>）にどのような表記を宛てるかという、呼称と表記の問題がその背景にあったとみることができよう。つまり、呼称エゾに対して「夷」「俘囚」「蝦夷」という表記が並列的に存在していたことになる。そして、「夷」「俘囚」の二つの表記のうち、「俘囚」は一三世紀後半にもその用例をみることができ、これらは古代以来の表記の連続面としてとらえることができる。<sup>46)</sup>

さらに、『太平記』の古態本であるという甲類に分類されるものには、「夷千嶋」の用例があるが、これにも「俘囚千嶋」とされるものもみられる。<sup>47)</sup>これは、『保元物語』の「金刀比羅本」の系統での表記のゆれと一致している。『延慶本平家物語』一一―一三〇にも「夷か栖なる千島」という表記がみえる。

このように、中世の語り物での表記を古代からの連続面としてとらえることができるのであれば、これらの表記「蝦夷」は後出のものであり、おそらくは近世的な用例であったと考えられまいか（いずれも古活字本のような「流布本」、もしくはそれに近いものに用例がみえる）。荒木氏が、ここでの「蝦夷」の用例が「識別的な意味で「蝦夷」で用いたのではなく一般的な「夷」などの言い換えにすぎなかった<sup>48)</sup>」というのは、このことを象徴的に示していると思われる。一〇世紀以降にほとんど用いられていなかった表記が用いられているとすれば、そこには何等かの「識別的な意味」があったと考えられるからである。

## 二 鎌倉幕府と「蝦夷」

つぎに、②の「津軽安藤氏の乱」関係の史料にみられる表記「蝦夷」について触れておきたい。これも、よく知られているものばかりではあるが、以下に史料をあげておこう。

【史料五】「北条高時書状」（文保二・一三二八年）<sup>33</sup>

当寺祈祷事、蝦夷已静謐之間、法驗之至、殊感悅候、謹言、

「文保二一」

五月廿一日

高時（花押）

称名寺長老

【史料六】『鎌倉年代記裏書』<sup>34</sup>

今年<sup>三</sup>出羽蝦夷蜂起、度々及合戦、自去元応二年蜂起云々、

【史料七】『鶴岡社務記録』<sup>35</sup>

正中元甲子

五月十九日、為蝦夷降伏、於大守御亭開白、被修五檀護摩、一七ヶ

日、不動大御堂僧正道綱、降三世社務、軍荼利安芸僧正御房、大威

徳佐々目僧正有助、金剛夜叉頼演法印道場東□南向連檀也、

二乙丑

為蝦夷降伏御祈、自後正月十二日、於社頭可致精誠之由、自殿中被

仰之、

【史料八】『鎌倉年代記裏書』

今年<sup>三</sup>（中略）六月六日、依蝦夷蜂起事、被改安藤又太郎、以五郎

## 三 郎補代官職訖、

【史料九】『鎌倉年代記裏書』

今年<sup>三</sup>三月十三日、（中略）同廿九日、工藤右衛門尉祐貞為蝦夷征

罰進発、七月廿六日、祐貞虜季長、帰参、

【史料一〇】『鎌倉年代記裏書』

今年<sup>三</sup>（中略）六月、宇都宮五郎高貞、小田尾張権守高知、為蝦夷

追討使下向、

【史料一一】『梵舜本諏訪社縁起絵巻』（慶長六・一六〇一年、神竜院

梵舜写）<sup>36</sup>

当社ノ威神力ハ末代也トイヘトモ、掲焉ナル事多キ中ニ、元亨・正

中ノ比ヨリ嘉暦年中ニ至マテ、東夷蜂起シテ奥州騒乱スルコトアリ

キ、蝦夷力千嶋トイヘルハ、我国ノ東北ニ当テ大海中央ニアリ、

（以下略）

以上の七例をあげることができる。また、『北条九代記』下にも『鎌倉年代記裏書』と同じ内容のものがみられるが、ここでは省略した。また、これもいうまでもないかとは思うが、【史料一一】は延文元（一三五六）年に諏訪円忠によってまとめられたものであるが、それを直接に写したものであると伝えられる。

さて、ここでの「蝦夷」について、荒木氏は「武家側の認識であり、公家側の認識ではなかった」とした上で、

中世国家の意識の上で、古代における「蝦夷」と同様、「国の境から外にかけて存在した王化の対象」たるものが再び形成されたのである。その意識が、（中略）王化を最も強烈に具現せしめる要因の

「反乱（津軽安東（藤）氏の乱）の勃発」と、対応策としての「鎮  
庄（東夷成敗権）」により現実化したため、「蝦夷」表記が復活した  
ものと考えられる。  
という。

たしかに、いわゆる「三八年戦争」の終結によって表記「蝦夷」が消  
滅したとするき、【史料九】【史料一〇】にみえるような「蝦夷追討使」  
が派遣されたこの事件を、古代の表記「蝦夷」の用法に重ね合わせてみ  
ることもできよう。

しかし、このときの「蝦夷」が、荒木氏のいう「武家側」の用法であ  
るとき、これを「復活」とみるのには少々疑問がある。ここでは試みに、  
「武家側」＝東国と「公家側」＝西国と区別をしながらその用法をみて  
ゆくことにしたい。

この事件に対する幕府の対応の不手際は、その威信を低下させ、後醍  
醐の倒幕の意志をさらに強固なものにさせたという。そして、その後醍  
醐の倒幕計画は、一三三〇年代の中頃にはひそかに進められ、幕府の中  
枢部にも工作をしていたという。

また、さきに紹介した『太平記』巻一〇に、鎌倉幕府が倒れる要因と  
して「唐土・天竺・高麗」とならんで「夷千嶋」の動向があげられてお  
り、この事件に関してまったく無関心であったとは考えられないが、西  
国での同時代史料については寡聞にして知らない。

編纂物史料では、弘和二（一三三二）年に一応成立し、その後書き継  
がれたという『神明鏡』に「同年（正中元年）引用者註」ニ奥州ノ俘囚  
又起テ。嘉暦二年マテ不鎮シカハ。宇都宮ニ仰テ追伐ス。」と、この事

件を伝えるが、ここでは【史料六】から【史料一一】のような「蝦夷」  
ではなく「俘囚」と表記されている。

『太平記』にみえる「夷千嶋」は、これと同じ系統に属する「西源院  
本」では「俘囚千嶋」と表記され、「俘囚」は「夷」と言い換えられる  
表記であったと考えられる。『神明鏡』の例も、その意味内容はともか  
く、さきの語り物史料と同じように、表記の上では古代からの連続面と  
してとらえられる可能性が高い。つまり、西国では九世紀に消滅した「蝦  
夷」を中世全期を通じて用いることはなかったということができるので  
ある。

つぎに、東国の用例をみてみることにしよう。たとえば、『吾妻鏡』  
をみると、「夷狄島」（文治五・一一八九年九月二七日条、「夷島」  
（健保四・一二一六年六月一四日条他三例）といった用例を拾うことが  
できる。

これによると、東国では「夷」「夷狄」から「蝦夷」という、「蝦夷」  
から「夷」となった古代とは逆のコースをたどる表記の変遷をみるこ  
とになる。果たしてそうだろうか。

文治五年九月三日条の「夷狄島」は、「泰衡被圍数千軍兵、為遁一旦  
命害、隠如鼠、退似鵞、差夷狄島、赴糟部郡、」という形で現れる。

表記「夷狄」は、八世紀初め頃からみられる表記であるが、右の『吾  
妻鏡』の記事に近い時期のものでは、『玉葉』の嘉応二（一一七〇）年  
五月二七日条に「奥州夷狄秀平任鎮守府將軍、乱世之基也、」と、そし  
て、養和元（一一八一）年九月七日条にも「夷狄俘囚」とみえる。

『吾妻鏡』の奥州合戦に関する記事には、もともなった実録風の記録

が存在していることをうかがわせるという。つまり、「夷狄島」はこの時代には東西の別なく用いられた用法であったとみることができ<sup>66</sup>る。

一方、「夷島」はすでに、日野資実の日記『都玉記』建久二(一一九一)年一月二日条にみえる<sup>65</sup>。

「夷狄」「夷島」いずれも、その直前で西国にその用例をみることができ<sup>66</sup>る。もちろん、それでこれらの表記に、単純に西国から東国への継承関係があったとみるつもりはないが、これらの表記は、西国・東国双方に共通した同時代の表記であったとみることができ<sup>66</sup>る。むしろ、【史料五】から【史料一一】の「蝦夷」は、この事件にかぎって異なっていたとみることができ<sup>66</sup>るのかもしれない。それだけに、これを東国の問題としてみる必要があるように思う。

さて、この事件より以前、文永五(一二六八)年にも「俘囚」の蜂起があったことが日蓮によって伝えられている<sup>69</sup>。そして、これが「中央人の北方に対する無関心さを覚醒させる日」であり、「鎌倉期の蝦夷観の大きな転換を意味する日でもあった」ともいう<sup>70</sup>。

さらには、建長八(一二五六)年に「奥大道夜討強盜事、近年蜂起由有其聞<sup>71</sup>」という<sup>72</sup>ことで、「彼路次地頭等」に警固が命じられている。また、二年後の正嘉二年にも「出羽陸奥夜討強盜蜂起<sup>73</sup>」に対して警戒をとるように命じられている。そして、この時は「籠置悪党之所々、不可見聞隱置之旨<sup>74</sup>」というように悪党の問題として認識されているが、これも「蝦夷の動向にかかわる事件であることには疑いない<sup>75</sup>。」といわれる。

実際、【史料一〇】の頃、嘉暦二年六月一日付の「関東御教書」に、「安藤又太郎季長郎從季兼以下、与力悪党誅伐事、」と「悪党」がみえ

る。つまり、一三世紀中頃の奥州での「悪党」問題のなかに「蝦夷」が入り込むことによって、二つの表記が並行して存在したということになる。

そして、「蝦夷」が入り込む契機となったのは、蒙古との戦いであったと考えたい。すでにいわれていることではあるが、文永五年の事件が「西の蒙古国書の到来と匹敵する東に巻き起こった国難・中世国家に対する一大挑戦<sup>77</sup>」であり、【史料七】にある「蝦夷降伏」の祈禱は蒙古退散の祈禱と同じものであり、この幕府はこの事件を蒙古襲来と並ぶ国難として認識していたのである<sup>78</sup>。

蒙古との戦いは、「蒙古の神々と日本の神々の戦い<sup>79</sup>」ともいわれる。さらに、全国的な「異国降伏祈禱」の徹底によって広い層にまで「神戦」意識は定着していたという<sup>80</sup>。そして、こうした意識のもと、「国家」の敵対者を「悪党」と認識し弾圧・統制したという<sup>81</sup>。

嘉暦二年六月の「関東御教書」の「悪党」は、「国家」の境界から内側を犯す存在であって、その意味では「蝦夷」の蜂起と同じであるといえる<sup>82</sup>。しかし、このときの「悪党」認識の背景には神国意識があり、華夷意識による「蝦夷」とは直接には結びつくものではない。

藤田雄二氏によると、近世の日本にはこの二つの意識が併存し、これを「対象となる民族」との文化的距離によって切り替えるという「民族中心主義」が存在していたという。そして、前者の典型が中国であり朝鮮・琉球がこれに準じるといい、後者の典型がアイヌ民族であるという<sup>83</sup>。

もちろん、中世の神国意識は、近世のように「日本だけが唯一絶対の

神の国」というようなものではないといわれ、これをそのまま一四世紀のこの事件にあてはめることはできないかもしれないが、鎌倉末期の東国でも、蒙古との戦いという対外的危機を契機として、神国意識と華夷意識という二つの意識が並行して存在したと考えたい。

【史料七】の「蝦夷降伏」の祈祷、そして、『梵舜本諏訪社縁起絵巻』でも、諏訪神が「大龍ノ形」となり「奥州ニモ現シ給ケル」ことによつてこの事件が終息したことを伝える。これらは、神国意識によつた困難観と、華夷意識による「蝦夷」とが併存していたことを映し出しているように思われる。

しかも、このときの東国での表記「蝦夷」は、『吾妻鏡』での表記のような西国と共通するものではなく、東国独自の華夷意識—もう一つの「華」—をこのときに獲得したと考えたい。これに関連してもう一つ「東夷」について最後に触れておきたい。

「東夷」は、古代でも『日本書紀』に七例ほどみえる程度で、その後はあまり現れることのなかった表記の一つである<sup>85</sup>。そして、この時期、【史料一】の他に、『沙汰末練書』（幕府の関係者の手によるか、元応元・一三一九〜元亨二・一三三三年）に「東夷蝦子也<sup>86</sup>」とあり、『保暦間記』（鎌倉末期に鎌倉に勤番していた武士か、暦応三・一三四〇〜延文元・一三五六年頃）に、

元亨二年ノ春奥州ニ安藤五郎同又太郎ト云者アリ、彼等カ先祖安藤五郎ト云ハ、東夷ノ堅メニ、義時カ代官トシテ、津軽ニ置タリケルカ末也、

という例を拾うことができる<sup>87</sup>。そして、これらはいずれも表記「蝦夷」

の史料と同じように、鎌倉幕府と何等かの関係があった人物の手によつて著されたものであるといわれる。

一方、西国のばあい、たとえば、『六代勝事記』（建仁元・一二〇一年条）に「東夷」の例がみえるが、これは鎌倉幕府に宛てられている。また、元弘の変のとき、大塔宮は「東夷征罰御祈祷」を丹羽社に命じている<sup>88</sup>。このほかにも『太平記』『神明鏡』に「東夷」の例があるが、やはり鎌倉幕府もしくは北条高時に向けられている。その点では、ここで対象としている「東夷」とは性格が異なっている。

つまり、このときに東国では西国とは異なる（東夷を設定し、自らを「華」とする意識を獲得したということができるのである。したがつて、このときの表記「蝦夷」は、西国（究極的には天皇）を「華」とするような古代での表記「蝦夷」の「復活」とばかりみることはできないということができよう。

#### むすびにかえて

中世での表記「蝦夷」は、語り物にみえる「蝦夷」を後出のものであるとみることが許されるとすると、「津軽安藤氏の乱」での用例に限定されるものと考えられることができる。

しかも、これは鎌倉幕府およびその周辺の人々、すなわち東国の人々の手によつて著されたものであったのであり、古代からの連続面としてとらえることのできる西国の認識とは区別されるべきものであると思う。その東国であっても、少なくとも一二世紀までは西国の用例にしたが

っていたようである。しかし、蒙古との戦いという対外的危機を契機としてその認識に変化が生じたのである。そして、このときの「蝦夷」は、「国家」の境界から内側を犯そうとする「悪党」と並行した存在であり、それに「蝦夷降伏」の祈禱にみられるような異民族的意識が加えられたとき、東国独自の華夷意識として表記「蝦夷」が用いられたということができるのである。いい換えると、このとき、列島内に二つ目の「華」が生まれたということもできよう。そして、この二つの表記が並行しているところにこそ、境界的な場の両義性をみる事ができようか。

(一般称としての) 中世の蝦夷には多様な表記が宛てられ、その呼称にしても一つに固定されず、「中世蝦夷観には多様な要素が内包されている」といわれている<sup>11)</sup>。小稿は、そのなかの一つである「蝦夷」という表記を取り上げたにすぎない。

こうした作業を通じて感じたことは、中世の蝦夷観については、書かれた側よりも書いた側の意識に左右されやすいものと考えられる。そうであるからこそ、史料そのものの性格はもとより、その表記を用いた個人・集団の位置がどこにあるのか、そして、その表記が宛てられた時期や周辺の状況はどうであったのか、ということに目配りをする必要があるように思われる。そして、そうした整理のなかから、多様な表記や呼称を結びつけるいくつかの系をみつけることができるのではないかと思う。

#### 註

(1) 海保領夫『近世蝦夷地成立史の研究』第一部第三章(三二書房、一九八四年)。

(2) 荒木陽一郎「蝦夷の呼称・表記をめぐる諸問題―第二回「夷」表記の意味の変化について―ヒナとエミシー」(『国史研究』八八号、一九九〇年、以下荒木①論文とする)。

(3) 荒木陽一郎「蝦夷の呼称・表記をめぐる諸問題―第三回十世紀以降の「蝦夷」表記と「俘囚」表記について―」(『国史研究』八九号、一九九〇年、以下荒木②論文とする)。

(4) 同右。

(5) 同右。

(6) 大石直正「外が浜・夷島考」(関見教授還暦記念会編『関見先生還暦記念日本古代史研究』、吉川弘文館、一九八〇年)、村井章介『アジアの中の中世日本』第一部Ⅲ(校倉書房、一九八八年)、網野善彦『日本論の視座―列島の社会と国家―』第一章(小学館ライブラリー版、一九九三年)。

(7) 海保領夫前掲註(1)書、第一部第三章。

(8) 荒木②論文。

(9) 海保領夫前掲註(7)書。

(10) 佐藤謙三校注『平家物語』下巻(角川文庫、一九五九年)。

(11) 池辺義象他編『校註国文叢書』第五冊(博文館、一九一九年再版一五版)。

(12) 『日本古典文学大系』八八(市古貞次・大島建彦校注、岩波書店、一九六六年)。

(13) 『日本古典文学大系』三七(岡見正雄校注、岩波書店、一九五九年)。

(14) 大石直正前掲註(6)論文。

- (15) 同右。
- (16) 荒木②論文。
- (17) 同右。
- (18) 角川源義編『妙本寺本曾我物語』(『貴重古典籍叢書』三、角川書店、一九六九年)。
- (19) 前掲註(12)書、「解説」。
- (20) 与謝野寛他編『日本古典全集』第一回曾我物語(日本古典全集刊行会、一九二六年)。
- (21) 吉沢義則校註『延慶本平家物語』(白帝社、一九六一年)。
- (22) 梶原正昭他編『新日本古典文学大系』四五(岩波書店、一九九三年)。
- (23) 村上學「義経記諸本本文の生成―田中本・赤木本・判官物語の間―」(『日本文学研究大成』義経記・曾我物語、国書刊行会、一九九三年)。
- (24) 高橋貞一『田中本義経記と研究(上)』(『未刊国文資料』第三期第四冊、未刊国文資料刊行会、一九六五年)。
- (25) 前掲註(11)書。
- (26) 『日本古典文学大系』三一(永積安明・島田勇雄校注、岩波書店、一九六一年)。
- (27) 岸谷誠一校訂『保元物語』(岩波文庫、一九三四年)。
- (28) 前掲註(26)書、「解説」。
- (29) 前掲註(26)書。
- (30) 東京大学国語研究室編『資料叢書』第八卷(汲古書院、一九八六年)。
- (31) 財団法人日本古典文学会編『日本古典文学影印叢刊』二三(財団法人日本古典文学会、一九八八年)。
- (32) 財団法人陽明文庫編『陽明叢書』国書篇第一一輯(思文閣、一九七五年)。
- (33) 同右。
- (34) 犬井善寿「金刀比羅宮蔵『保元物語』管見―原金刀本追求のノート―」(『言語と文芸』五三号、一九六八年)。
- (35) 前掲註(28)書。
- (36) 『新日本古典文学大系』四三(栃木孝惟他校注、岩波書店、一九九二年)。
- (37) 高橋貞一『平家物語諸本の研究』附録第一章(富山房、一九四三年)。
- (38) 野見山紀子「保元物語『金刀比羅神社本』古出説について―合戦説話を中心に―」(『国文』一一号、一九五九年)。
- (39) 栃木孝惟「保元物語に於ける基礎的、二の問題―諸本先後問題の再検討―」(『国語と国文学』三七―四、一九六〇年)。
- (40) 前掲註(28)書。ただし、「半井本↓京図本↓金刀比羅本」という直線的なものが示されたという訳ではない。
- (41) 早川厚一他編『京都大学附属図書館蔵保元物語』(和泉書院、一九八二年)。
- (42) 海保嶺夫前掲註(1)書、第一部第二章。
- (43) 『新編弘前市史』資料編―古代・中世編、一一二九号文書(一九九五年、以下『弘前市史』と略す)。
- (44) 『日本古典文学大系』三八(市古貞次校注、岩波書店、一九五八年)。

年)。

(45) 最近津軽安藤氏説に疑問が持たれている「夷千島王」について少々触れておきたい。表記のあり方からいうと、この名前はまさに文学的な表現であったとすることができる。中世奥北の諸氏の自己認識の形成には、広汎な都鄙間交流によってもたらされた「京・鎌倉風の語り物の流布ということが、まず最初になければならなかった」という(入間田宣夫「中世奥北の自己認識—安東の系譜をめぐって—」、北海道・東北史研究会編『北からの日本史』第二集、三省堂、一九九〇年)。「夷千島王」という名前は、まさに「京・鎌倉風の語り物の流布」の影響とすることができるかもしれない。

しかし、これは、この地域に限らない一般化が可能な表現でもある。一六世紀後半ではあるが、蠣崎季広が「夷」ではなく「狄」を用いている事例を拾うことができる。さらに、近世初期にはこれら奥北の大名たちのなかで、土着性の高い諸氏ではやはり「夷」ではなくて、「狄」もしくは「狄」を用いている(拙稿『新羅之記録』における「夷」「狄」表記について、『中央史学』一九九号、一九九六年)。残念ながら「夷千島王」の時期である一五世紀後半の事例を拾うことはできなかったが、この地域での「狄」の用例が土着性と関係があるとしたとき、この時期にまで遡ることも可能ではないかと思う。これを津軽安藤氏であるとするならば、「夷千島」ではなく、『新羅之記録』にみえるような「狄之島」の方がふさわしいように思う。

(46) 前掲註(36)書。

(47) 『弘前市史』によると、二四例のエソ(エソ)の仮名表記を拾うことができるが、一方で九例のエビス(エビス)をも拾うことができる。

とくに、このエビス(エビス)は文学作品に多いという傾向をみることができる。ここでの表記「夷」「俘囚」は、八世紀以来の呼称エビスの流れを汲んだものであったのではなからうか。

(48) 鈴木登美恵「太平記諸本の分類—巻数及巻の分け方を基準として—」(『国文』一八号、一九六三年)。

(49) 卷一〇「小手刺原并久米川合戦付分倍河原合戦事」(前田育徳会・尊経閣文庫編刊『玄玖本太平記』(二)、勉誠社、一九七四年)。

筆者が目にするのできた同系統の「神田本」「日置本」「松井本」にも同じような表記をみることができる。

(50) 鷲尾順敬校訂『西源院本太平記』(刀江書院、一九三六年)。

(51) 前掲註(21)書。

(52) 荒木②論文。

(53) 『神奈川県史』史料編二古代・中世(2)、二二二八号文書(一九七三年)。

(54) 竹内理三編『続史料大成』一八(臨川書店、一九六七年)。

(55) 同右。

(56) 北構保男『古代蝦夷の研究』所載写真(雄山閣、一九九一年)。

(57) 荒木②論文。

(58) 荒木①論文。

(59) 入間田宣夫「鎌倉幕府と奥羽両国」(小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』、東京大学出版会、一九七八年)。

(60) 佐藤和彦『『太平記』を読む—動乱の時代と人々—』(学生社、一九九一年)、網野善彦『異形の王権』(平凡社ライブラリー版、一九九三年)。

- (61) 前掲註(49) 書。
- (62) 『統群書類従』第二九輯上(統群書類従完成会、一九五七年訂正三版)。
- (63) 前掲註(50) 書。
- (64) 『新訂増補国史大系』(吉川弘文館)。
- (65) 『玉葉』(国書刊行会、一九〇六年)。
- (66) 入間田宣夫前掲註(59) 論文。
- (67) ちなみに、中世史料で表記「狄」「夷狄」を含めて「が用いられる例はこれが最後である」といってよい。
- (68) 『歴代残闕日記』卷三〇(臨川書店、一九七〇年)。
- (69) 「三三蔵祈雨事」(立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本日蓮聖人遺文』第二巻、一九八八年改訂増補版)。
- (70) 佐々木馨『中世仏教と鎌倉幕府』第二部第二章(吉川弘文館、一九九七年)。
- (71) 「追加法三〇七」(佐藤進一他編『中世法制史料集』第一巻鎌倉幕府法、岩波書店、一九五五年)。
- (72) 『吾妻鏡』建長八年六月二日条。
- (73) 「追加法三一九」(前掲註(71))。
- (74) 同右。
- (75) 海津一朗「得宗専制と悪党はいかに関係するか」(峰岸純夫編『争点日本の歴史』第四巻中世編、新人物往来社、一九九一年)。
- (76) 『弘前市史』六二四号文書。
- (77) 佐々木馨前掲註(70) 書。
- (78) 遠藤巖「中世国家の東夷成敗権について」(『松前藩と松前―松前

町史研究紀要―』九号、一九七六年)。

- (79) 川添昭二『中世文芸の地方史』第三章(平凡社選書七二、一九八二年)。
- (80) 海津一朗『中世の変革と徳政―神領興行法の研究―』第九章(吉川弘文館、一九九四年)。
- (81) 同右。
- (82) 大石直正前掲註(6) 論文。
- (83) 藤田雄二「近世日本における自民族中心的思考―「選民」意識としての日本中心主義―」(『思想』八三二号、岩波書店、一九九三年)。
- (84) 海津一朗『神風と悪党の世紀―南北朝時代を読み直す―』(講談社現代新書二二四三、一九九五年)。
- (85) 「六国史」では「日本三代実録」に一例みえるが、その他の例を『弘前市史』から拾うと、『本朝統文粹』第六奏状中の「爰奥州之東夷蜂起」(四五七号文書)と、「中尊寺供養願文」(五一四号文書)がある。
- (86) 『中世法制史料集』第二巻室町幕府法(岩波書店、一九五七年)。
- (87) 『群書類従』第二六輯(群書類従完成会、一九六〇年訂正三版)。
- (88) 弓削繁編著『内閣文庫蔵六代勝事記』(『和泉書院影印叢刊』四〇、和泉書院、一九八四年)。
- (89) 「高野山文書」宝簡集一九―二三三(『大日本古文書』家わけ一ノ一)。
- (90) 「夷」の観念自体にも二つの意味があるように思う。いわば対外的な意味をもつような「四夷」の観念と、対内的な意味をもつ「東夷」の観念とが接触する部分に境界的な場が生まれ、それ故に両義的性格

をもつのではなからうか。

(91) 遠藤巖「蝦夷安東氏小論」(『歴史評論』四三四号、一九八六年)。  
(くどう・だいすけ 青森市史編さん室)